3　旧雇保則第百二条の三第一項第二号イ⑸に規定する判定基礎期間の初日が施行日前に属している場合における新雇保則第百二条の三第一項第二号イの規定の適用については、同号イ⑵ⅰ中「行われるもの」とあるのは「行われるもの若しくは所定労働日において所定労働時間内に当該事業所における対象被保険者について一時間以上行われるもの（当該対象被保険者全員について一斉に行われるものを除く。）」と、同号イ⑵ⅱ中「所定労働時間内に行われるものであってその受講日において当該対象被保険者を業務に就かせないものであること。」とあるのは「所定労働時間内に行われるものであること。」とし、同号イ⑸の規定は、適用しない。

4　附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日前に旧雇保則附則第十五条の五第二項第一号イに規定する雇入れを行った事業主に対する被災者雇用開発助成金の支給については、同日前に同号イの規定により雇い入れられた労働者に係る支給に限り、なお従前の例による。

○厚生労働省令第百十七号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第二十八条第一項（同条第十項において準用する場合を含む。）及び第三十三条第一項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、東日本大震災に対処するための要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間の特例に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年九月三十日

厚生労働大臣　田村　憲久

東日本大震災に対処するための要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間の特例に関する省令の一部を改正する省令

東日本大震災に対処するための要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間の特例に関する省令（平成二十三年厚生労働省令第六十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項の表特例省令第二条第一項の規定により読み替えられた第三十八条第一項（第四十一条第二項において準用する場合を含む。）の項の前に次のように加える。

第三十八条第一項（第四十一条第二項において準用する場合を含む。）	第一号に掲げる期間と第二号に掲げる期間を合算して得た期間	第一号に掲げる期間及び第二号に掲げる期間並びに十二月間までの範囲内で市町村が定める期間を合算して得た期間
第三十八条第二項（第四十一条第二項において準用する場合を含む。）	同項第二号の期間	同項第二号の期間と十二月間までの範囲内で市町村が定める期間を合算して得た期間

第四条第一項の表特例省令第二条第一項の規定により読み替えられた同令第一条第一項の規定により読み替えられた第三十八条第一項（第四十一条第二項において準用する場合を含む。）の項の次に次のように加える。

第五十二条第一項（第五十五条第二項において準用する場合を含む。）	第一号に掲げる期間と第二号に掲げる期間を合算して得た期間	第一号に掲げる期間及び第二号に掲げる期間並びに十二月間までの範囲内で市町村が定める期間を合算して得た期間
第五十二条第二項（第五十五条第二項において準用する場合を含む。）	同項第二号の期間	同項第二号の期間と十二月間までの範囲内で市町村が定める期間を合算して得た期間

第四条第一項の表特例省令第二条第一項の規定により読み替えられた同令第一条第一項の規定により読み替えられた第五十二条第一項（第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の項の次に次のように加える。

第五十二条第二項（第五十五条第二項において準用する場合を含む。）	同項第二号の期間	同項第二号の期間と十二月間までの範囲内で市町村が定める期間を合算して得た期間

本則に次の一条を加える。

（平成二十六年三月三十一日までの間に満了する有効期間に係る特例）

第五条　東日本大震災に際し災害救助法が適用された市町村の区域（福島県南相馬市、双葉郡双葉町、同郡浪江町及び相馬郡飯舘村の区域に限る。）内に住所を有する被保険者に係る要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間に係る次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三十八条第一項（第四十一条第二項において準用する場合を含む。）	第一号に掲げる期間と第二号に掲げる期間を合算して得た期間	第一号に掲げる期間及び第二号に掲げる期間並びに十二月間までの範囲内で市町村が定める期間を合算して得た期間
特例省令第三条第一項の規定により読み替えられた第三十八条第二項（第四十一条第二項において準用する場合を含む。）	同項第二号の期間	同項第二号の期間と十二月間までの範囲内で市町村が定める期間を合算して得た期間

特例省令第三条第一項の規定により読み替えられた第三十八条第一項（第四十一条第二項において準用する場合を含む。）	第一号に掲げる期間と第二号に掲げる期間を合算して得た期間	第一号に掲げる期間及び第二号に掲げる期間並びに十二月間までの範囲内で市町村が定める期間を合算して得た期間
特例省令第三条第一項の規定により読み替えられた同令第一条第一項の規定により読み替えられた第三十八条第二項（第四十一条第二項において準用する場合を含む。）	同項第二号の期間	同項第二号の期間と十二月間までの範囲内で市町村が定める期間を合算して得た期間

東日本大震災に対処するための要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間の特例に関する省令（平成二十三年厚生労働省令第六十六号。以下「特例省令」という。）第一条第一項の表第三十八条第一項（第四十一条第二項において準用する場合を含む。）の項下欄に規定する期間と十二月間までの範囲内で市町村が定める期間を合算して得た期間	第一号に掲げる期間と第二号に掲げる期間を合算して得た期間	第一号に掲げる期間及び第二号に掲げる期間並びに十二月間までの範囲内で市町村が定める期間を合算して得た期間
東日本大震災に対処するための要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間の特例に関する省令（平成二十三年厚生労働省令第六十六号。以下「特例省令」という。）第一条第一項の表第三十八条第二項（第四十一条第二項において準用する場合を含む。）の項下欄に規定する期間と十二月間までの範囲内で市町村が定める期間を合算して得た期間	同項第二号の期間	同項第二号の期間と十二月間までの範囲内で市町村が定める期間を合算して得た期間